

総会

配布：一般

2013年4月9日

原文：英語

人権理事会

第 22 会期

議事日程議題 2

国際連合人権高等弁務官年次報告書および

高等弁務官事務所並びに事務総長報告書

人権理事会により採択された決議*

22/1

スリランカにおける和解と説明責任の促進

人権理事会は、

国際連合憲章の目的および原則を再確認し、

世界人権宣言、人権に関する国際規約および他の関連文書に基づき、

2006年3月15日の総会決議 60/251 を念頭に置き、

2007年6月18日の人権理事会諸決議、同理事会の制度構築に関する 5/1、および同理事会の特別手続の職務権限保有者の行動規範に関する 5/2 を想起し、

スリランカにおける和解と説明責任の促進に関する 2012年3月22日の人権理事会決議 19/2

*人権理事会により採択された決議および決定は、人権理事会第 22 会期に関する理事会報告書 (A/HRC/22/2) 第 1 章に含まれる。

もまた想起し、

各国の全住民のあらゆる人権および基本的自由の完全な享受を確保することは各国の責任であることを再確認し、

テロリズムと戦うために講じられたあらゆる措置は、国際法とりわけ国際人権法、国際難民法および国際人道法の下での各国の義務を守ることを、確保しなければならないこともまた再確認し、

北部州における州議会の選挙が 2013 年 9 月に行われるというスリランカ政府が行った発表を歓迎し、

社会資本の再建、地雷除去および国内避難民の大多数の再定住におけるスリランカ政府が行った進展を歓迎しまた認識し、そしてそれにもかかわらず、司法、和解および暮らしの回復の分野において相当な作業が待ち受けていることに留意し、またこれらの取組における、市民社会および少数者の代表を含む、地元住民の完全な参加の重要性を強調し、

スリランカの過去の教訓・和解委員会の報告書およびその所見と勧告に留意しまたスリランカにおける国民和解の過程に対するそのふさわしい貢献を認識し、

スリランカ政府の過去の教訓・和解委員会の勧告および同委員会の所見と勧告への対応において発表された誓約を実施するための国の行動計画にも留意し、

国の行動計画は、同委員会の所見および建設的な勧告の全てに十分に対処していないことに留意し、

裁判外の処刑および強制失踪の広範な申立を確実に調査し、スリランカ北部を非武装化し、公平な土地紛争解決手続を実施し、勾留政策を再評価し、以前は独立していた民間機関を強化し、州への権限委譲に関する政治的解決に到達し、全ての者のための表現の自由についての権利を促進しまた保護し、そして法の支配改革を規定する必要性を含む、同委員会の報告書に含まれた建設的勧告を想起し、

国の行動計画および同委員会の報告書は、国際人権法および国際人道法の違反のかなりな量の申立に十分に対処していないことに懸念をもって留意し、

強制失踪、裁判外の処刑、拷問および表現、結社および平和的集会の自由についての権利の侵害を含むスリランカにおける人権侵害の継続的報告並びに人権擁護者、市民社会の構成員およびジャーナリストに対する脅迫や報復、司法の独立と法の支配に対する脅威および宗教若しくは信念に基づく差別に懸念を表明し、

スリランカ政府に対し、その住民の全ての構成員による和解と人権の完全な享受に不可欠である、政治的権力の委譲に関するものを含む、政府の公的な誓約を遂行することを求め、

国際連合人権高等弁務官事務所からの技術使節団の訪問を促進するスリランカ政府の努力に謝意を表明し、そして同政府に対し、高等弁務官事務所との対話と協力を増すことを奨励し

申し立てられた国際人権法および国際人道法の違反に対する独立した且つ信頼に足る国際的調査を求める高等弁務官が行った呼びかけに留意し、

1. スリランカにおける和解と説明責任を促進することに関するスリランカ政府のための助言および技術支援についての国際連合人権高等弁務官事務所の報告書¹およびそこに含まれた勧告並びに結論、とりわけ移行期司法に対するより包括的な且つ全てを含んだ対処方法の不可欠な一部としての真実追求手続の設立に関するもの、を歓迎する。

2. スリランカ政府に対し、高等弁務官事務所の報告書においてなされた勧告を履行することを奨励し、そして同政府に対し、適用可能な場合には、国際人権法および国際人道法の違反の申立に対する独立した且つ信頼に足る調査を実施することもまた求める。

3. スリランカ政府に対して、過去の教訓・和解委員会の報告書において為された建設的勧告を履行することおよび全てのスリランカ人のために正義、平等、説明責任並びに和解を確実にする

¹ A/HRC/22/38.

ために信頼に足る且つ独立した行動を始めるために同国の関連する法的義務および約束を遂行するためのあらゆる必要な追加的措置を講じることという人権理事会の呼びかけをくり返し表明する。

4. スリランカ政府に対し、特別手続の職務権限保有者と協力することまた招待を拡大することおよび立ち入り権を提供することによるものを含む、その履行されていない要請に公式に対応することを奨励する。

5. 高等弁務官事務所および関連する特別手続の職務権限保有者に対し、スリランカ政府と協議してまたその同意を得て、上述の措置を履行することについての助言および技術的支援を提供することを奨励する。

6. 高等弁務官事務所に対し、適切な場合には関連する特別手続の職務権限保有者からの情報を得て、人権理事会の第 24 会期に同理事会に口頭での最新情報をまたその第 25 会期における本決議の履行に関する議論の後で、包括的な報告書を提示することを要請する。

第 47 回会合

2013 年 3 月 21 日

[25 対 13、棄権 8 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルゼンチン、オーストリア、ベニン、ブラジル、チリ、コスタリカ、コートジボワール、チェコ共和国、エストニア、ドイツ、グアテマラ、インド、アイルランド、イタリア、リビア、モンテネグロ、ペルー、ポーランド、大韓民国、モルドバ共和国、ルーマニア、シエラレオネ、スペイン、スイス、アメリカ合衆国

反対：

コンゴ、エクアドル、インドネシア、クウェート、モルディブ、モーリタニア、パキスタン、フィリピン、カタール、タイ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）

棄権：

アンゴラ、ボツワナ、ブルキナファソ、エチオピア、日本、カザフスタン、ケニヤ、マレーシア]